

2026年3月19日

お客さま 各位

株式会社 岩手銀行

当座勘定規定等の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下の通り「当座勘定規定」、「個人当座勘定規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

手形・小切手の発行終了に伴う改定

2. 改定内容

別紙「新旧対照表」をご参照願います。

3. 改定日

2026年4月1日（水）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 事務統括部 藤原・千田

電話 019-623-1111（代表）

「当座勘定規定」新旧対照表

(下線部：改定箇所)

改定前	改定後
<p>第8条（手形・小切手用紙等）</p> <p>①～④ （ 本文省略 ）</p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>⑥～⑦ （ 本文省略 ）</p>	<p>第8条（手形・小切手用紙等）</p> <p>①～④ （ 現行通り ）</p> <p>⑤ 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥～⑦ （ 現行通り ）</p>
<p>小切手用法</p> <p>1～7 （ 本文省略 ）</p> <p>8 <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>9 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>小切手用法</p> <p>1～7 （ 現行通り ）</p> <p><u>（ 削除 ）</u></p> <p>8 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>
<p>約束手形用法</p> <p>1～7 （ 本文省略 ）</p> <p>8 <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>9 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>約束手形用法</p> <p>1～7 （ 現行通り ）</p> <p><u>（ 削除 ）</u></p> <p>8 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>
<p>為替手形用法</p> <p>1～9 （ 本文省略 ）</p> <p>10 <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>11 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>為替手形用法</p> <p>1～9 （ 現行通り ）</p> <p><u>（ 削除 ）</u></p> <p>10 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえて自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

「個人当座勘定規定」新旧対照表

(下線部：改定箇所)

改定前	改定後
<p>第8条（小切手・手形用紙等）</p> <p>①～④ （ 本文省略 ）</p> <p>⑤ <u>小切手用紙、手形用紙、または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>⑥～⑦ （ 本文省略 ）</p>	<p>第8条（小切手・手形用紙等）</p> <p>①～④ （ 現行通り ）</p> <p>⑤ 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥～⑦ （ 現行通り ）</p>
<p>個人当座小切手用法</p> <p>1～7 （ 本文省略 ）</p> <p>8 <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。</u></p>	<p>個人当座小切手用法</p> <p>1～7 （ 現行通り ）</p> <p><u>（ 削除 ）</u></p>